

関 係 資 料

1. 健康診査の実施関係資料

- 健康診査に関する制度の比較 1
- 新たながん検診手法の有効性の評価報告書（抄） 3
- 保健事業実施要領の全部改正について（抄） 6
- 政府管掌健康保険における一般健康診査問診項目の参考例 18
- 老人保健法による健康診査についての一部改正について 20
- 糖尿病に関する検査の取扱要領の一部改正について 24
- 「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」
の一部改正について 31

2. 精度管理関係資料

- 精度管理の現状 57
- 「健康診査等指針の策定に関する調査研究」報告書（抄） 60

健康診査に関する制度の比較

実施主体とその責務等の比較

制度 (健診の名称)	老人保健 (基本健康診査)	労働衛生対策 (一般健康診断)	医療保険による保健事業			母子保健
			組合管掌健康保険 (一般健康診査、人間ドック)	政府管掌健康保険 (一般健康診査、付加健診)	国民健康保険 (基本健康診査、人間ドック)	
健診の根拠法令	老人保健法第20条(法第12条、16条)	労働安全衛生法第66条第1項	健康保険法第150条	健康保険法第150条	国民健康保険法第82条	母子保健法第12条、13条
実施主体及びその責務	市町村(特別区を含む) (実施義務)	事業者 (実施義務)	健康保険組合 (努力義務)	国(社会保険庁) (努力義務)	市町村・国保組合 (努力義務)	市町村 (実施義務:母子保健法第12条における健診)
目的	国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保	労働者の健康管理及び作業環境の管理	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進	被保険者の健康の保持増進	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進
事業の実施規則等の有無	医療等以外の保健事業の実施の基準(厚生省告示) 保健事業実施要領(局長通知)	労働安全衛生法施行規則(省令)	健康保険組合事業運営基準(局長通知)	政府管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱(部長通知)	規定なし(保険者ごとに規定)	母子保健法施行規則(省令)及び実施要綱、実施要領(局長通知)
対象者(根拠規定)	当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者に対し、医療等以外の保健事業を行う。 (老人保健法20条) <他法優先> 保健事業は、その対象となる者が、医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合または受けることができる場合は、行わないものとする。 (老人保健法22条)	事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者。 ただし家族労働者、家事使用人、国家公務員等は除く。 (労働安全衛生法第2条) 労働安全衛生法第66条第1項で事業者健康診断の実施義務が課され、同条5項で労働者に健康診断の受診義務が課されている。 同条第5項ただし書きで、労働者が事業者の指定した医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師が行う厚生労働省令の規定による健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、事業者が行う健康診断は受けなくてよいとされている。 <罰則 あり> 罰金	規定なし(各健康保険組合の内部規程による) ・生活習慣病にかかる健康診査については、発症が多い30歳から少なくとも5年に1回以上、40歳以降は毎年実施するように努めている。 ・人間ドックについては、40歳以降少なくとも5年に1回以上は実施するよう努めている。	40歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者のうち受診を希望する者。 35歳以上40歳未満の被保険者のうち生活習慣病改善指導をうけることを希望する者。	規定なし(保険者ごとの国保条例、国保組合規約に基づく内部規定による) 実行上 市町村国保は老人保健法に基づく基本健診に準じている。国保組合は健保組合又は政管健保に準じている。	満一歳六ヶ月を超え満二歳に達しない幼児、満三歳を超え満四歳に達しない幼児。(母子保健法第12条) 市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳幼児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。(母子保健法第13条)
健診項目の規定 (問診項目も含む)	あり	あり	任意(規定なし)	あり	任意(規定なし)	あり(母子保健法第12条における健康診査のみ)
健診項目	診察等、血液検査、尿検査、心電図、眼底	診察等、血液検査、尿検査、心電図、胸部×線		診察等、血液検査、尿検査、心電図、がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん(子宮がん、乳がん))		診察等、発達状況、予防接種の実施状況等
基本健診の回数	同一人につき年1回(医療費以外の保健事業の実施の基準(厚生省告示)、保健事業実施要領)	同一人につき1年以内に1回(労働安全衛生法施行規則)	任意(規定なし)	同一人につき年1回(実施要綱)	任意(規定なし)	1回(母子保健法第12条における健診) 任意(母子保健法第13条)
費用負担	公費(国1/3県1/3市町村1/3)(法第47条)、対象者からの費用徴収可能(法第51条) 自己負担(3割程度)	事業者負担	任意(規定なし)	規定あり(実施要綱)	任意(規定なし)	公費(12条):国1/3都道府県1/3市町村1/3 一般財源(13条)
有所見の基準の設定の方法 (基準数値の有無、指導区分の分類法等)	基準値あり(血圧、血糖検査、ヘモグロビンA1c) 異常認めず、要指導、要医療の3段階に分類	規定なし(有所見の判定のみ) 医師が個別に判定 事後措置指針あり(就業区分の判定あり)	規定なし(各保険者による)	単一基準で実施(基準値あり) 異常なし、軽度異常、経過観察、要治療、要精密検査の5段階に分類	規定なし(各保険者による)	医師が個別に判定 通知にて参考として、 問題なし、要指導、要精密観察、要治療に区分
精度管理事業の有無	あり(保健事業実施要領に記載あり)	あり(優良な健診機関の育成事業(通知))	規定なし	あり(実施要領において健診実施機関の選定基準に定められている)	規定なし	なし
健康手帳の有無	あり(老人保健法第12条、13条)	なし	任意(各保険者による)	なし	任意(各保険者による)	あり(母子保健法第16条)

健康診査に関する制度の比較

実施主体とその責務等の比較

制度 (健診の名称)	学校保健			私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法	地方公務員等共済組合法
	(就学時の健康診断)	(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)	(職員の健康診断)			
健診の根拠法令	学校保健法第4条	学校保健法第6条	学校保健法第8条	私立学校教職員共済法第26条	国家公務員共済組合法第98条	地方公務員等共済組合法第112条
実施主体及びその責務	市(特別区含む)町村の教育委員会 (実施義務)	学校 (実施義務)	学校の設置者 (実施義務)	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合 (実施可能規定)	地方公務員共済組合 (実施可能規定)
目的	児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施			私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進	組合員及び被扶養者の健康の保持増進
事業の実施規則等の有無	学校保健法施行令、及び施行規則(省令)			規定なし	各共済組合の内部規定	各共済組合の内部規定
対象者(根拠規定)	学校教育法第22条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で当該市町村の区域内に住所を有する者。(学校保健法第4条)	児童、生徒、学生又は幼児。(通信による教育を受ける学生を除く)(学校保健法第6条)	学校の職員。(学校保健法第8条)	私立学校教職員共済法第14条に定める加入者及びその被扶養者。	規定なし(各共済組合の内部規定による)	規定なし(各共済組合の内部規定による) <地方公共団体が行う検診、健康診断等が優先> (1)国(警察庁所属職員)については、①人事院規則適用により、国家公務員に対して国が義務として行う検診が存在すること、②国家公務員法により国が国家公務員に対して健康診断等の厚生事業を実施する義務がある。 (2)地方公務員については、①労働安全衛生法が適用されることに伴い、同法に基づき地方公共団体が事業主の義務として行う検診が存在すること、②地方公務員法に基づき地方公共団体は健康診断等の厚生事業を実施することが義務付けられている。 まず、これらの事業が優先されることになる。したがって、地方公務員共済組合の行う健診事業は、これらの事業を補完する性格を有している。 (人事院規則10-4第20条、国家公務員法第71条及び労働安全衛生法第66条、地方公務員法第42条)
健診項目の規定 (問診項目も含む)	あり	あり	あり	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康診査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
健診項目	栄養状態・骨格等の診察、視力、聴力等	診察等、尿検査、胸部X線、寄生虫卵検査	診察等、血液検査、尿検査、胸部X線、心電図、胃の検査			
基本健診の回数	就学时1回	年1回	年1回	任意(規定なし)	任意(規定なし。一般健康診査は人事院規則に準じる)	任意(規定なし)
費用負担	市(特別区含む)町村の教育委員会	学校	学校の設置者	任意(規定なし)	任意(規定なし)	任意(規定なし)
有所見の基準の設定の方法 (基準数値の有無、指導区分の分類法等)	規定なし	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面(結核について))	指導区分あり(生活規制の面及び医療の面)	規定なし(健診実施機関による)	規定なし(一般健康診査については人事院規則に準じる)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)
精度管理事業の有無	規定なし(ただし、学校保健法第6条の健康診断における身体計測については実施方法が記載)			規定なし	規定なし(各共済組合による)	規定なし(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)
健康手帳の有無	なし			なし	任意(各共済組合による)	任意(組合及び全国市町村職員共済組合連合会による)

平成12年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

がん検診の適正化に関する調査研究事業

新たながん検診手法の 有効性の評価

報告書

(抄)

平成13年3月

財団法人 日本公衆衛生協会

表3 がん検診の評価に関する研究の現状と総合評価のまとめ

部 位	検 査 法	検査精度		検診発見がんと臨床診断がんの比較		死亡率減少効果				経済効率	不利益	総合評価		
		追跡法	同時法	進行度	生存率	無作為割付比較 対照試験	無作為割付 のない比較 対照試験	コホート 研究・症例 対照研究	地域関連 研究・時 系列研究			評価判定	根拠 の質	
胃	胃X線検査	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	I-b	3	
	血清ペプシノゲン検査	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	II	-	
	ヘリコバクター・ピロリ抗体測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	I-c	5	
子宮頸部	頸部擦過細胞診	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	I-a	3	
	ヒトパピローマウイルス感染検査	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	II	-	
子宮体部	体部細胞診	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	II	-	
	超音波断層法（経膣法）	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	II	-	
卵 巣	超音波断層法単独	○	-	○	-	- ^{a)}	-	-	-	○	○	II	-	
	腫瘍マーカー+超音波断層法	○	-	○	○	- ^{b)}	-	-	-	○	○	II	-	
乳 房	視触診単独	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	全年齢 50歳以上 40歳代	I-c	3
	視触診+マンモグラフィ	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○		I-a	1
	視触診+超音波検査	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○		I-b	1
肺	胸部X線+喀痰細胞診（日本） ^{b)}	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	I-b	3	
	胸部X線+喀痰細胞診（欧米） ^{b)}	○	-	○	○	○	-	○	-	○	○	I-c	1	
	らせんCT+喀痰細胞診 ^{b)}	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	II	-	
大 腸	便潜血検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	I-a	1	
肝	超音波検査	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	II	-	
	肝炎ウィルスキャリア検査	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	I-b	1	
前立腺	前立腺特異抗原（PSA） ^{d)}	○	-	○	○	○ ^{d)}	-	○	○	○	○	II	-	
	直腸診	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	I-c	3	

○研究あり。-研究なし。

a) 進行中。

b) 喀痰細胞診は高危険群にのみ実施。

c) 初回のみ直腸診を併用し、2回目以降はPSA単独検査によるスクリーニングを行っているLabrieら（Prostate 38, 1999）を含む。

d) Labrieら（Prostate 38, 1999）の研究はRCTであるが、結果はコホート研究として分析されている。また、PLCO、ERSPCによる二つのRCTが進行中であり、2000年以降に結果が判明する。

表4 がん検診の「評価判定」のまとめ

I 群

- I-a 検診による死亡率減少効果があるとする、十分な根拠がある。
擦過細胞診による子宮頸がん検診
視触診とマンモグラフィの併用による乳がん検診（50歳以上）
便潜血検査による大腸がん検診
- I-b 検診による死亡率減少効果があるとする、相応の根拠がある。
胃X線検査による胃がん検診
視触診とマンモグラフィの併用による乳がん検診（40歳台）
胸部X線検査と高危険群に対する喀痰細胞診の併用による肺がん検診（日本）
肝炎ウィルスキャリア検査による肝がん検診^{a)}
- I-c 検診による死亡率減少効果がないとする、相応の根拠がある。
ヘリコバクター・ピロリ抗体測定による胃がん検診
胸部X線検査と高危険群に対する喀痰細胞診の併用による肺がん検診（欧米）
直腸診による前立腺がん検診
視触診単独による乳がん検診
- I-d 検診による死亡率減少効果がないとする、十分な根拠がある。
なし

II 群

検診による死亡率減少効果を判定する適切な根拠となる研究や報告が、現時点で見られないもの。また、この中には、検査精度や生存率等を指標とする予備的な研究で効果の可能性が示され、死亡率減少効果に関する研究が計画または進められているものを含む。

血清ペプシノゲン検査による胃がん検診
ヒトパピローマウイルス感染検査による子宮頸がん検診
細胞診による子宮体がん検診
超音波断層法（経膈法）による子宮体がん検診
超音波断層法単独による卵巣がん検診
超音波断層法と腫瘍マーカーの併用による卵巣がん検診
視触診と超音波検査による乳がん検診
らせんCTと高危険群に対する喀痰細胞診の併用による肺がん検診
超音波検査による肝がん検診
前立腺特異抗原（PSA）測定による前立腺がん検診

a) 肝がん罹患率減少効果

後、HPV検査法の精度、死亡率減少効果、経済効果についての評価が必要である。

老 発 第 3 3 4 号

平成12年3月31日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
保 健 所 設 置 市 (区) 長 } 殿

厚生省老人保健福祉局長

保健事業実施要領の全部改正について (抄)

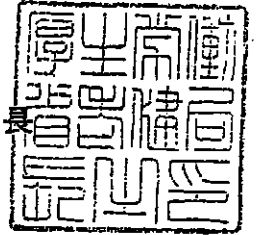
保健事業実施要領については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成4年4月13日老健第86号)によりこれを通知したところであるが、今般、「保健事業第4次計画による保健事業の推進について」(平成12年3月31日老発第333号、健医発第614号)に基づき、個別健康教育及び健康度評価事業の導入等の一層の充実を図ることとしたことに伴い、前記平成4年通知別添保健事業実施要領の全部を別添のとおり改正し、平成12年4月1日から適用することとしたので、改正趣旨を十分御理解の上、貴管下市町村及び関係団体等に対し周知徹底及び適切な指導を行い、保健事業の一層の推進に特段のご努力をお願いする。

写

老 発 第 0 4 0 1 0 0 2 号
平 成 1 4 年 4 月 1 日

各 { 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
保 健 所 設 置 市 (区) 長 } 殿

厚生労働省老健局長



保健事業実施要領の一部改正について

保健事業実施要領については、「保健事業実施要領の全部改正について」（平成12年3月31日老発第334号厚生省老人保健福祉局長通知）によりこれを通知したところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、改正趣旨を十分ご理解の上、貴管内市町村及び関係団体等に対し周知徹底及び適切な助言等を行い、保健事業の一層の推進に特段のご努力をお願いする。

記

第3の3の(3)のアの(ア)中「境界域高血圧」を「要指導」に、同(イ)中「高血圧」を「要医療」に改める。

第5の2の(2)のアの(エ)中「最大血圧」を「収縮期血圧」に、「最小血圧」を「拡張期血圧」に改める。

別添1の様式1の基本健康診査の記録(その1)中「血圧(最高～最低)」を「血圧(収縮期～拡張期)」に改める。

「保健婦」を「保健師」に、「看護婦」を「看護師」に改める。